開 催 期 日　　令 和 ８ 年 ９ 月 １ ５ 日

開 催 場 所　　中 島 村 役 場　 ２ 階 会 議 室

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

中 島 村 農 業 委 員 会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

１．会議開散会の日時及び場所

開　　会　　令和８年９月１５日　　午後１時３０分

閉　　会　　令和８年９月１５日　　午後２時０５分

場　　所　　中島村役場　２階会議室

２．会議に提出した議案

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する

～第２号　処分について

議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する

～第４号　処分について

議案第５号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する

処分について

３．会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員１２名中・出席者１０名・欠席者２名

４．会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長　　野　木　重　徳

５．会議書記

中島村農業委員会主任主事　　松　本　美　和

６．開　　会

事務局長

事務局長をして、令和８年第９回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さん足元悪い中お集まりいただきありがとうございます。雨ばかり降り稲刈りの時期なのに稲刈りができないという状況が続いており大変困っているかと思います。シルバーウィークも台風の影響で雨が残るそうですが、その後は長期予報で当分晴れるみたいですのでそこに照準を合わせるしかないのかなと思っております。それでは早速審議に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

農業委員２名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第４条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣した。

議　　長

議事録署名人の選出について、５番吉田定雄農業委員、２番芳賀敏行農業委員を指名した。

議　　長

議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長
　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。
議　　長
　議案第１号受付番号第２２号について、確認担当委員に報告を求めた。
５番吉田健司推進委員
　議案第１号受付番号第２２号につきまして、９月８日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　引き続き農業委員からも報告を求めた。
５番吉田定雄農業委員
　議案第１号受付番号第２２号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても９月８日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。
――― 質疑なしの声多数 ―――
議　　長
　質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。
―― 全員異議なしの声あり――
議　　長
　異議ないものと認め、議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。
議　　長
　続いて、議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。
事務局長
　議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。
議　　長
　議案第２号受付番号第２３号について、確認担当委員に報告を求めた。

５番吉田健司推進委員
　議案第２号受付番号第２３号につきまして、９月７日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　引き続き農業委員からも報告を求めた。
５番吉田定雄農業委員
　議案第２号受付番号第２３号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても９月７日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。
――― 質疑なしの声多数 ―――
議　　長
　質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。
―― 全員異議なしの声あり――
議　　長
　異議ないものと認め、議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。
議　　長
　続いて、議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。
事務局長
　議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。
議　　長
　議案第３号受付番号第７号について、確認担当委員に報告を求めた。
５番吉田健司推進委員
　議案第３号受付番号第７号につきまして、９月１０日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議　　長
　引き続き農業委員からも報告を求めた。
６番吉田定雄農業委員
　議案第３号受付番号第７号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても９月１０日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。
――― 質疑なしの声多数 ―――
議　　長
　質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。
―― 全員異議なしの声あり――
議　　長
　異議ないものと認め、議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。
議　　長
　続いて、議案第４号及び議案第５号については、関連案件であるため一括上程としてよいか諮ったところ。
―― 全員異議なしの声あり――
議　　長
　続いて、議案第４号及び議案第５号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第１０条の規定により、４番小針一男農業委員の除斥を求めた。
――― 暫　時　休　議 ―――
議　　長
　再開する旨を宣し、議案第４号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。
事務局長
　議案第４号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。
議　　長
　議案第４号受付番号第８号及び議案第５号受付番号第２４号について、確認担当委員に報告を求めた。

１番水野谷貴志推進委員
　議案第４号受付番号第８号及び議案第５号受付番号第２４号につきまして、９月６日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん及び●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、住宅を建築するための転用部分については、周辺の農地に影響は無いものと思われます。また、転用以外の残地及び１６番２における農地の売買については、譲受人は新規取得者でありますが、親族や知人の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題は無いものと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　引き続き農業委員からも報告を求めた。
事 務 局
　本日欠席されている大木農業委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告いたします。議案第４号受付番号第８号及び議案第５号受付番号第２４号につきまして、只今、水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても９月６日に確認し、転用に関して周辺の農地に影響はないものと思われます。また、残地及び１６番２についても、譲受人は新規取得者でありますが、親族や知人の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題は無いものと思われます。以上、報告終わります。
議　　長
　確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。
――― 質疑なしの声多数 ―――
議　　長
　質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。
―― 全員異議なしの声あり――
議　　長
　異議ないものと認め、議案第４号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。
議　　長
　４番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。
――― 暫　時　休　議 ―――
議　　長
　再開する旨を宣し、４番小針一男農業委員に対し、議案第４号及び議案第５号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議　　長

以上をもって全議案終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目　お悔やみのお知らせ

二点目　次回の農業委員会総会は、１０月１５日（木）に役場２階会議室で行う。

三点目　「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について（依頼）

四点目　農業委員会組織による「令和８年熊本地震義援金」の募集について

五点目　令和８年度福島県下農業委員会大会について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時

令和８年９月１５日　　午後２時０５分